

市民後見人No.45

(旧「市民後見人・品川」会報、通巻No.55)

発行／特定非営利活動法人 市民後見人の会

〒140-0003 東京都品川区八潮 5-9-11 区民活動交流施設「こみゆにていぶらざ八潮」協働推進室内

TEL : 03-5492-7448 (通話専用です／当面、月・火・木曜日の10-16時の間対応します)

FAX : 03-5492-7458 (ファックス専用です／24時間対応できます)

MAIL : info@shimin-kouken.net ホームページ : <http://www.shimin-kouken.net/>

■業務指導委を開催■

今年度第1回の業務指導委員会を12月1日、当会事務所のある「こみゆにていぶらざ八潮」(東京都品川区八潮)で開催しました。

業務指導委員会は、外部の専門家に委員をお願いし、当会の活動が適正的確に行われているかどうかを検討してもらう機関で、毎年度、2回程度開催しています。委員は、遠藤英嗣・公証人▽斎藤修一・品川成年後見センター所長▽清水勇男・弁護士▽星野美子・社会福祉士▽松前章代・司法書士(座長)の5人。

当日の出席者は、全委員と当会理事全員の計10人で、前回(3月)開催以後の会活動の全般的な説明後、当会が行っている後見業務の実情を各ケースについて報告し、ケースごとの指導を仰いだ。

会議は約2時間にわたり、いくつかの問題点も見つかり実りの多いものとなった。今後、後見業務担当者会議や勉強会などで、指摘された点などを報告していきたいと考えています。

■受任数 11 件に!! ■

東京家庭裁判所はこのほど、当会に対し品川区在住の独居男性高齢者の成年後見人になることの審判を行いました。当会が受任した後見人、保佐人の件数は計11件となりました。

後見業務を担当したい会員は、後見業務担当者グループに登録しなければなりません。担当理事は、松本貞子さんと私(古賀)です。月曜日に事務所に詰めている私までご連絡ください。

■診療所で上映会■

11月17日、品川区豊町4丁目の豊診療所集会室で成年後見制度普及ビデオの上映会を行った。

参加者は60~80歳代の12人。みなさんお知り合いの仲らしく会話も弾み、その内容から後見制度に関心を持ち、身近なこととしてとらえていることが分かった。

本会からは、ビデオ上映グループの会員2人が出向き、制度の説明などをした。

同グループに参加希望の会員は、担当理事の和久井良一さんへ連絡してください。木曜日に事務所に詰めています。

■会費未納会員へ■

平成23年度年会費(3000円)の未納会員は、下記へお振込みください。

みずほ銀行荏原支店 普通口座 1086153

特定非営利活動法人市民後見人の会(トク化イリカク・ウケガ・ソシヨウケンノカイ)

* 特別の事情がない限り、2年間未納の会員は、退会扱いとなります。ご注意ください!

(文責・古賀) 止